

令和7年11月20日

各民間教育訓練機関等の長様

長崎県雇用労働政策課長
(公印省略)

令和8年度委託訓練の委託先募集について

長崎県では、離職者、母子家庭の母等、障害者、職業能力開発及び向上について特に援助を必要とする者等に対する公共職業訓練を民間教育訓練機関等に委託して実施します。

つきましては、民間教育訓練機関等に委託して実施する公共職業訓練（以下「委託訓練」という。）の令和8年度委託先及び訓練コース選定に当たり、下記により企画コンペ参加者を募集しますので、ご案内します。

記

1 企画コンペ対象委託訓練

- (1) 離職者等再就職訓練事業
- (2) 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練事業

2 委託訓練の実施主体（委託元）

- (1) 長崎高等技術専門学校（長崎県西彼杵郡長与町高田郷547-21）
- (2) 佐世保高等技術専門学校（長崎県北松浦郡佐々町小浦免1572-26）

3 委託訓練の内容、計画定員及び実施予定地区

別添「委託訓練説明書」のとおり

4 企画コンペ参加対象者

原則として県内に訓練施設を有する専修学校、各種学校、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等（以下「訓練機関」という。）

5 企画コンペ参加資格

- (1) 次のいずれの事項にも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者。

イ 次の①から⑥までのいずれかに該当する事実があった後、不正行為に係る処分を通知した日から5年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者。

- ① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
- ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
- ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
- ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施

に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

⑤ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者。

⑥ ①から⑤までのいずれかに該当する事実があった後、不正行為に係る処分を通知した日から5年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

ウ 下記21に掲げる提出書類及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者。

エ 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者。

オ 下記21に掲げる提出期限の日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者。

カ 下記21に掲げる提出期限の日以前6か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者。

キ 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者。

ク 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者。

ケ 委託訓練委託費に関して不正受給に係る処分を受けた者であって、不正行為に係る処分を通知した日から5年を経過していない者。

コ その他、公共職業訓練の委託先として明らかに適正を欠くと判断される者。

(2) 委託訓練を適切に運営できる組織体制、施設、設備等が整備されており、訓練の実施に加え訓練生の訓練受講、職業能力習得、就職等の状況把握及び報告を的確に実施できるものであること。具体的には、次の要件を全て満たしていること（ただし、ウ、エ、オに関しては、eラーニングにおけるスクーリングを実施する場合にのみ該当する。）。

ア 訓練運営に当たって、施設、設備、訓練指導体制等の訓練全般に係る総括責任者1名を訓練実施施設ごとに配置できる体制が講じられていること。

イ 訓練生及び高等技術専門校からの問い合わせ等に常時対応する窓口としての事務責任者を1名以上配置できる体制が講じられていること。

ウ 訓練教室の有効面積は、訓練生1人当たり1.65㎡以上であること。

エ 騒音、空調、照明等の訓練環境を十分配慮した教室を確保できること。

オ 訓練にパソコンを使用する内容が含まれている場合は、次の要件を全て満たしていること。

① パソコンは、1人1台使用できること。

② ソフトウェアは、使用許諾契約に基づき適正に使用できるものであること（教育訓練用として、不特定多数の者がソフトウェアを使用することが可能であること。）。

③ 技術革新の進展に適切に対応したものを使用すること。

カ その他、訓練に必要な設備、機器が整備されていること。

キ 介護福祉士実務者研修、介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修を実施する場合は、それぞれの養成施設指定基準を満たしていること。

ク 学科の科目について、通信の方法のうち、テレビ会議システム等を使用し、講師と訓練生が映像・音声により互いにやりとりを行う等の同時かつ双方向に行われるもの（以下「オンライン」という。）によっても行うことができるものとします。（詳細は別紙5を確認すること）。

(3) 委託訓練を効果的に指導できる専門知識、能力、経験を有する講師を配置できるものであること。具体的には、次の要件を全て満たしていること。

ア 講師は、職業訓練指導員免許を有する者又は職業能力開発促進法第30条の2第2項の規定に該当する者であり、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者であること。

ただし、上記に当てはまらない者であっても、担当する科目の訓練内容に関する実務経験を

5年以上有する者、学歴又は資格によって担当する科目の訓練内容に関する指導能力を明らかに有すると判断される者等職業訓練の適切な指導が可能な者は講師として配置することを可能とする。

イ 講師は訓練内容が実技のものにあつては15人に1人以上(デジタル分野に係る技能等を付与する訓練コースは20人に1人以上)、学科については概ね30人に1人以上を配置できること。

ウ デジタル分野(6か月)の科目を担当する講師は、当該分野の専門的な指導経験(職業訓練における指導経験を含む。)、機器導入の支援の業務等、日常的に機器の利用方法等についてユーザーに説明する業務に従事した経験が1年以上であること。

エ 講師の都合等による休講は認められないこと。

(4) 就職支援責任者を配置し、訓練生の就職支援等の業務を適切に実施できる体制が整備されていること。

(5) 離職者等再就職訓練事業については、キャリアコンサルタント(国家資格)、キャリアコンサルティング技能士(1級又は2級)(国家検定)又は職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業訓練指導員免許を保有する者のいずれかを配置し、ジョブ・カードの作成支援及びジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング及び能力評価を実施できる体制が整備されていること。

(6) 離職者等再就職訓練事業については、提案する委託訓練と同等の教育訓練を、実施した実績があること。ただし、介護福祉士実務者研修、介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修の訓練については、訓練実績の有無は問わないが、それぞれ訓練の募集開始までに各研修を実施する上で必要な長崎県知事の指定を受けていること。

(7) 事業所内に厚生労働省が実施している「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」を、委託契約を締結する日において有効な受講証明書を有する者が訓練機関に在籍していること。

なお、「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン事業所認定」を取得している場合は、訓練機関選定の際の加算要素とする。

(8) 原則として、下記6の委託訓練説明会に参加した訓練機関であること。

6 説明会

(1) 日 時 令和7年12月9日(火) 15時00分から16時00分まで

(2) 開催方法 WEB形式

※開催日前日までに、メールにて資料と参加URLをお知らせする予定。

(3) 参加申込み受付期間

令和7年11月21日(金)から令和7年12月5日(金)まで

(4) 参加申込みの方法

下記URL又はQRコードを参照し、県ホームページの「電子申請システム」で申し込むこと。

URL:

[https://apply.e-tumo.jp/pref-nagasaki-u/offer/offe
rList_detail?tempSeq=10911](https://apply.e-tumo.jp/pref-nagasaki-u/offer/offe
rList_detail?tempSeq=10911)



(5) 説明会資料

ア 令和8年度委託訓練説明書

イ 委託訓練企画コンペ参加申請書様式 (様式第1号～様式第7号)

ウ 委託訓練企画コンペ提案書様式 (様式第8号～様式第20号)

エ 委託訓練企画コンペ提出書類確認票 (様式第21号)

オ 委託訓練企画コンペ参加申請書記載事項変更届 (様式第22号)

- カ デジタルリテラシーチェックシート（全コース共通）
- キ スキル項目・学習項目チェックシート（DXスキル標準）
- ク 委託訓練企画コンペ参加申請書・提案書作成にあたっての留意事項

(6) その他

原則として説明会に参加した者のみが企画コンペに参加できることとするので、企画コンペに参加を希望する者は、必ず上記（3）の参加申込み受付期間内に参加申込書を提出すること。

また、上記（5）に掲げる資料は、県ホームページからダウンロードし、プリントアウトのうえ準備すること。

【長崎県雇用労働政策課ホームページ（トップページ）】

<https://www.pref.nagasaki.jp/section/koyo/>

※トップページ ⇒ 雇用労働政策課の入札情報 ⇒ 入札公告 ⇒ 「令和8年度委託訓練先の募集」

7 提出書類、提出期限及び提出方法等

(1) 提出書類

委託訓練企画コンペ参加申請書及び委託訓練提案書一式（添付資料を含む）

※ 提出書類の詳細及び提出部数等は別添「委託訓練説明書」を参照

(2) 提出期限

令和8年1月8日（木） 15時まで（期限厳守）

※長期高度人材育成コースは令和7年12月24日（水） 15時まで

(3) 提出先

ア 長崎高等技術専門校所管分

長崎高等技術専門校 企画広報室

〒851-2127 長崎県西彼杵郡長与町高田郷547-21

TEL 095-887-5671 FAX 095-813-5676

イ 佐世保高等技術専門校所管分

佐世保高等技術専門校 企画広報室

〒857-0361 長崎県北松浦郡佐々町小浦免1572-26

TEL 0956-62-3799 FAX 0956-62-4153

(4) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便等、配達記録を証明できるもの。）とする。

※ 郵送の場合でも上記（2）の提出期限内必着とする。特に期限最終日は混雑する場合があるので、各高等技術専門校企画広報室と調整の上、持参すること。

(5) 提出にあたっての留意事項

ア 委託訓練企画コンペ提案書は、真に実施可能な訓練コース数を踏まえて提出すること。

イ 提出された書類は、返還しないので留意すること。

ウ 虚偽の記載をした企画コンペ参加申請書及び委託訓練提案書は無効とする。

エ 上記5に掲げる企画コンペ参加資格を満たさない者が提出した委託訓練提案書は無効とする。

オ 提出書類の作成及び提出にかかる費用は提出者の負担とする。

カ 提出書類に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

8 プレゼンテーションの実施

委託訓練企画コンペ提案書の内容等の審査にあたって、訓練機関から直接説明を受け、内容等を確認するため、必要に応じて、プレゼンテーションを実施する。

(1) 長崎高等技術専門校所管分

ア 実施日 令和8年2月2日（月）

イ 開催方法 WEB形式

(2) 佐世保高等技術専門校所管分

ア 実施日 令和8年1月29日(木)

イ 開催方法 WEB形式

※ 実施日は予定であり、応募状況等により日程を変更することがある。

※ 日程等詳細は、委託訓練提案書を提出した訓練機関あて別途通知する。

※ 長期高度人材育成コースは別途調整する。

9 委託先訓練機関及び訓練コースの選定

選定委員会において、訓練内容、就職支援内容、訓練実績、就職支援実績、訓練運営体制、見積額等に係る次の項目を審査及び評価し、得点の高い訓練機関及び訓練コースを選定することとする。

(1) 訓練関連項目（訓練計画、訓練ニーズ把握、訓練実績、運営体制等）

(2) 就職支援関連項目（就職支援内容、実績、支援体制等）

(3) 設備関連（訓練施設、設備の状況等）

(4) 見積額

10 選定結果の通知

委託訓練提案書を提出した訓練機関に文書にて選定結果を通知する。

11 質問等

当該企画コンペにかかる質問等は、上記6に掲げる説明会において受け付け、回答する。

12 その他詳細は、別添「委託訓練説明書」による。

13 担当課 長崎県産業労働部 雇用労働政策課 職業能力開発班（前田、伯川）

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 TEL 095-895-2717 FAX 095-895-2582